

仕様書（案）

1 業務の名称

5 地域の食材を活用した魅力創出ワークショップ運営事業業務

2 業務の目的

令和6年11月に合併20年を迎える吉田地域、桜島地域、喜入地域、松元地域及び郡山地域（以下「5地域」という。）への関心と訪問意欲を高めるため、市内の高等学校の生徒とのワークショップを通じて5地域の食材を活用したレシピの考案などによる5地域の魅力の創出と発信を図る。

3 業務の内容

本業務の内容は別表に定めるとおりとする。

業務履行の工程については、業務委託締結後、発注者と協議、調整を行い、受注者において、作業工程表として取りまとめ、発注者に提出する。発注者は、作業工程表に基づき、業務を履行する。

4 契約期間

契約締結の日から令和6年12月31日（火）まで

5 委託金額

1,269,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※本業務に係る全ての経費を含む。ただし、ワークショップに係る食材費等の自己負担額については、発注者、受注者で協議の上、ワークショップ参加者から徴収することができる。

6 業務体制

- (1) 受注者は、本業務の遂行を統括する統括責任者を定め、発注者に届出を行う。
- (2) 統括責任者は、常に本業務全体を把握するとともに、業務従事者を指揮・監督し、本業務の円滑な進捗よくに努める。
- (3) 受注者は、統括責任者を変更せざるを得ない特別な事情が生じた場合には、速やかに発注者に届出を行い、変更について事前に発注者の承認を受けなければならない。

7 成果物の提出

- (1) 以下の成果品等を提出する。
 - ① 委託業務完了届（様式1）
 - ② ワークショップの開催状況や考案したレシピ、アンケートの集計結果などが分かる報告書
 - ③ 本市ホームページや広報紙等でワークショップの過程やレシピの提供を行うための資料
 - ④ 実施時の撮影画像及び動画
 - ⑤ ワークショップ等で使用した資料、その他当該業務のために作成した資料一式
 - ⑥ その他、発注者が指定した資料等
 - ⑦ ①～⑥までを記録した電子媒体

(2) 留意事項

- ① 成果品のうち、電子媒体については、全てウイルス対策ソフトにて検査後、納品するものとする。
- ② 成果に係る一切の権利は、受注者または第三者が従前から保有していた著作権を除き、全て発注者に帰属するものとする。
- ③ 受注者は、成果品を複写し、若しくは複製し、又は第三者に提供してはならない。ただし、事前に発注者の書面による同意を得た場合は、この限りではない。

別表

業務内容

1 ワークショップの開催

- (1) 本事業では、市内の高等学校の生徒とのワークショップを通じて5地域の食材を活用したレシピの考案などによる5地域の魅力の創出及び発信を図る。
- (2) 本事業においては、以下の点に留意するものとする。
 - ① (1)に掲げた目的を理解した事業内容であること。
 - ② 対象が高校生であることから、グループワークや実技だけでなく、収穫体験や生産者等の講義による5地域の食に触れる機会の創出など、興味関心を深める手法をとること。
 - ③ 撮影スタイリングなど、食材の魅力を引き出す手法の研修等も検討すること。
 - ④ 高校生が食を通して5地域全体の理解を深め、興味を持てるような内容とすること。
- (3) 対象となる学校については発注者が指定する。
- (4) 参加する生徒は40名程度とする。
- (5) 開催回数は5～6回とする。
- (6) 開催場所、開催日時及び時間は、発注者及び受注者と協議の上決定する。
- (7) フードコーディネーター2級以上の資格又はこれに類する資格を有する者1名を確保すること。
- (8) 最終回では、考案したレシピの完成試食会を実施すること。

2 考案したレシピの発信等

- (1) 5地域の魅力をより広く周知するために、レシピの周知、提供を行う。
- (2) 考案したレシピの商品化への支援や、令和6年10月に開催を予定している新生鹿児島市誕生20年を記念した5地域の魅力発信イベントでの商品発表に関する発信を行う。

3 実施運営

- (1) ワークショップの運営に係る食材等は、受注者で準備すること。
- (2) 収穫体験場所、移動手段について発注者と協議し受注者で確保すること。
- (3) 収穫体験時の学生の昼食を準備すること。
- (4) 行事用保険等に加入し、事故やケガ等が発生した場合に適切に対応すること。双方の責めに帰すべきでない事由により第三者に損害を与えた場合で発注者が加入する保険の対象となる場合は、当該保険を適用すること。発注者が加入する保険の対象とならない場合の第三者の損害の賠償の対応については、受注者が適切な保険に加入するものとする。
- (5) 開催に伴う講師等の確保及び謝金等の支払いは発注者と協議の上受注者で行うこと。

4 その他

- (1) 業務の遂行に当たっては、適宜、発注者と打合せを行う。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が生じた場合は、両者で協議のうえ、決定する。
- (3) 業務完了後は、委託業務完了届（様式1）を提出する。
- (4) 行政機関との調整が必要な場合は、事前に発注者と協議を行う。

(様式1)

令和 年 月 日

鹿児島市長 殿

(受託者) 住所
氏名

委託業務完了届

このことについて、委託業務が完了しましたので、下記のとおり届出ます。

記

	項目	内容
1	業務の名称	5地域の食材を活用した魅力創出ワークショップ運営事業業務
2	業務内容	5地域（吉田・桜島・喜入・松元・郡山）の魅力の創出を図るため、5地域の食材を活用した新たなメニューの考案などを行うワークショップを開催した。
3	実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
4	備考	